

01. 県行動計画の概要

【行動計画とは】

新型コロナウイルス等対策政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画 [\[新型コロナウイルス等対策特別措置法 第7条\]](#)

趣旨

次なる感染症危機対応を行うに当たって、**感染拡大防止と社会経済活動のバランス**を踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる奈良県を目指す

(これまでの経緯)

- 県行動計画は、新型コロナウイルス(H1N1)対応の経験を経て、H24年に制定された特措法を受けて、**H25年度に策定**
- 新型コロナウイルス感染症については、R2年3月の特措法改正以降、R5年5月に5類感染症に位置づけられるまで、**特措法の適用対象として対応**が行われた
- R6年7月、次なる感染症危機への対応に備えて、国の**政府行動計画が改定**されたことを受け、**県行動計画を策定以来初めて全面改定**する

【行動計画と感染症予防計画】

項目	【R7年6月改定(予定)】 新型コロナウイルス等対策行動計画	整合性の確保 [感染症法第10条]	【R6年4月改定】 感染症予防計画
内容	新型コロナウイルス等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画		感染症の予防の総合的な推進を図るため、感染症の発生予防及びまん延防止に関する施策や方針等を定めた基本的な計画
主体	国、都道府県、市町村		都道府県、保健所設置市
根拠法令	新型コロナウイルス等対策特別措置法		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
目的	国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化 ※感染症有事における 危機管理 のための制度		感染症の発生予防及びまん延防止により 公衆衛生 の向上及び増進
対象の感染症	特定の感染症 (新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症)		すべての感染症 (1類～5類感染症、新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症)
規定内容	迅速な初動対応のための体制や、 経済社会全体にわたる総合的な対策 を統一的に講じるために必要な措置を規定		感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療 に関し必要な措置を規定
措置の例	政府対策本部・県対策本部の設置 [法第15条,22条] 、緊急事態措置 [法第32条他] 、まん延防止等重点措置 [法第31条の6他] 等		医師の届出(発生届) [法第12条] 、患者への入院勧告・措置 [法第19条他] 、医療措置協定の締結 [法第36条の3他] 等

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定について

02. 計画改定の要点

政府行動計画の改定内容に沿って、本県における新型コロナウイルス対応への課題も踏まえ、県行動計画を改定する

対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、**県民の生命及び健康を保護**する
- ・ **県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小**となるようにする

【平時の準備の充実】

- ・ **県感染症対策連携協議会**等を活用し、有事における医療提供体制や保健所業務等について、平時より**関係機関・団体で協議し、準備と合意形成**を図る
- ・ 感染症予防計画等に基づき、**県と医療機関等との協定を締結**し、感染症発生時の**医療及び検査の体制立ち上げ**を迅速に行う体制を確保
- ・ **感染症指定医療機関等と連携**し、平時より実効性のある**訓練を定期的に実施**
- ・ 行動計画の改定と並行して、**有時における庁内組織体制を検討**

【幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え】

- ・ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
- ・ 国の方針や状況の変化に応じて、基本的人権を尊重しながら、**感染拡大防止と社会経済活動のバランス**を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

【対策項目の拡充と横断的視点の設定】

- ・ **期 間** 準備期、初動期、対応期の3つの期間に分けて対策を整理
- ・ **対 策 項 目** 6項目→**13項目へ拡充**（右表参照）
- ・ **横断的視点** I 人材育成、II 国や市町村等との連携、III DXの推進

【実行性確保のための取組】

- ・ 行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況を毎年度確認（**県感染症対策連携協議会等で報告**）
- ・ 概ね6年毎の政府行動計画の見直し検討の状況等を踏まえ、必要に応じて改定

現 行

I はじめに
II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な指針
III 各発生段階における対策
(1) 実施体制
(2) サーベイランス・情報収集
(3) 情報提供・共有
(4) 予防・まん延防止
(5) 医療
(6) 県民生活・県民経済の安定の確保
IV 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

改定後

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第2章 情報収集・分析
第3章 サーベイランス
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第5章 水際対策 NEW
第6章 まん延防止
第7章 ワクチン NEW
第8章 医療
第9章 治療薬・治療法 NEW
第10章 検査 NEW
第11章 保健 NEW
第12章 物資 NEW
第13章 県民生活・県民経済の安定の確保

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

03. 各項目の概要（第3部各章）

■ 平時の取組 ■ 有事の取組

第1章 実施体制

- 有事の際に、全庁一体となった取組を推進するため、**平時より関係部局等の役割整理や全庁での組織体制**について検討
- 平時に決定した方針に沿って、速やかに**有事における体制を構築**
- 長期間にわたる対応を想定し、**実施体制を持続可能なものとする**

第2章 情報収集・分析 / 第3章 サーベイランス

- 感染症危機に対応するためのあらゆる情報の収集等について、平時から**体制を整備**
- 平時から、効率的かつ効果的に、感染症の**情報収集・分析やサーベイランスを実施**
- 感染症対策の判断に当たっては、国等と連携し、感染症の特徴等の情報を収集・分析し、**県民生活及び県民経済の状況も考慮して、包括的なリスク評価を実施**

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあるため、感染症等に関する普及啓発、**リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等**を実施
- 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り**双方向のコミュニケーションを行い**、リスク情報とその見方の共有等を実施

第5章 水際対策

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、帰国者等の円滑な入院等が行われるよう、**平時より検疫所等と連携**する。
- **国が実施する水際対策に協力**し、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる

第6章 まん延防止

- 有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、**県民や事業者の理解促進**に取り組む
- **感染拡大防止と県民生活・社会経済活動のバランス**をとり、国と連携し、**状況変化に応じてまん延防止対策を実施**

第7章 ワクチン

- 有事において円滑な接種が実施できるよう、平時から国や市町村等と連携して、**接種の具体的な体制や実施方法**について準備を進める
- 国の方針を基に、副反応等の情報に留意しながら、市町村とともに**構築した接種体制により接種を進める**
- **接種の予約方法、日程、会場や、健康被害救済申請の方法等**について、積極的に**情報提供**を行う

第8章 医療

- 有事において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療提供を滞りなく継続させるため、感染症予防計画等に基づく**医療提供体制を整備**
- **県感染症対策連携協議会等**を活用し、有事の際の地域の医療提供体制等について、**準備と合意形成**を図る
- 国や医療機関、保健所等と連携し、**平時の準備を踏まえて、適切な医療が提供**できるように対応

第9章 治療薬・治療法

- 有効な治療薬の確保等のため、**抗インフルエンザ薬等の計画的かつ安定的な備蓄**や、国が主導する感染症指定医療機関等における研究開発への協力等を行う
- 有効な治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指し、国に協力して、**治療薬等の適切な配分等**を図る

第10章 検査

- 患者を早期治療に繋げるため、迅速な**検査体制の構築に繋げるための準備**を、平時より国や関係機関との連携により実施
- 平時の準備や国の方針を踏まえ、**状況等に応じた検査体制を整備**

第11章 保健

- 人材育成の強化、**感染症指定医療機関等**と連携した**訓練**、入院調整業務に係る本庁との**役割分担の整理等**により、**保健所及び保健研究センターの有事体制を整備**
- **県感染症対策連携協議会等**を活用し、**有事において関係機関等と連携が必要な取組**（既存の地域包括ケアシステムを活用した自宅療養体制の整備等）について、**準備と合意形成**を図る
- 平時に合意した役割分担等に基づき、**迅速に有事体制に移行**し、県民の生命及び健康を保護

第12章 物資

- 有事に必要な**感染症対策物資等**が確保できるよう、**平時より備蓄・配置を推進**
- 平時に**備蓄した物資等の確認・配布**や、必要に応じて事業者への要請を実施

第13章 県民生活・県民経済の安定の確保

- 有事に**県民生活や社会経済活動の安定**を確保するための支援及び対策等に必要な準備を行うとともに、事業者や県民等にも、物資の備蓄等の必要な準備を勧奨
- 平時の準備を基に、**必要な支援及び対策**を実施